

令和 3 年度前期授業料免除申請要項

鹿児島工業高等専門学校

I 授業料免除申請について

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

高等教育の修学支援新制度とは、認定要件を満たす学生が、家計状況で判定された支援区分に応じ、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができる制度になります。支援を受けるには、本人からの申請とともに日本学生支援機構給付奨学金への申請が必要です。**授業料等減免希望者は、日本学生支援機構給付型奨学金へ必ず申請してください。**

◎対 象：4，5年生及び専攻科生

◎認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

－ 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

－ 高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等（4年次進級含む）に入学した日までの期間が2年を経過していない者等

(3) 学業成績等に関する基準

①採用時

次のいずれかに該当すること

- ・【在学生】期末試験の成績（前期は前年度学年末試験、後期は前期末試験を対象とする）が、在学する学科等における上位2分の1以内に属すること
- ・【編入生】高校等における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以内であること
- ・高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・在学生、編入生ともに上述の基準に満たさなかった場合でも、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※学修計画書は、日本学生支援機構給付奨学金の説明会時に配布します。

②採用後

採用された学生は、前期、後期に学業に関する適格認定が行われます。適格認定で、次の廃止区分に該当した場合には、支援が打ち切られます。一度支援が打ち切られると、再度支援を受けることができません。

区分	学業成績の基準
廃止	・修業年限で卒業または終了できないことが確定したこと ・修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること ・履修科目の授業への出席率が5割以下であること ・次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	・修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること ・GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること ※本校では前期は前年度学年末試験、後期は前期末試験の順位にて判定します。 ・履修科目の出席率が8割以下であることその他の学習意欲が低い状況にあると認められること

※令和2年度前期の適格認定で「警告」の判定を受けた学生のうち、令和2年度後期の適格認定で連続して「警告」の判定を受けた学生は、「廃止」区分に該当するため、来年度以降は支援が受けられなくなることをご了承ください。

(4) 家計の経済状況に関する基準

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100 円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100 円以上～25, 600 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 2/3
第Ⅲ区分	25, 600 円以上～51, 300 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 1/3

○資産基準

学生及び生計維持者（2 人）の資産額の合計が 2, 000 万円未満（生計維持者が 1 人のときは 1, 250 万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

※採用後は、提出いただいたマイナンバーから取得する課税情報と、申告いただいた資産状況を基に、毎年 10 月、支援区分の見直しが行われます。家計状況に変化が生じた場合には、支援内容が変更になることもございます。

2 経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除申請を行える者【対象:専攻科生以上】 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

◎対象：専攻科生で以下のいずれかに該当する学生

・新制度による授業料等の減免の対象外となる学生

・新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

ただし、次の事項に該当する者は、免除の対象となりません。

- ① 同一学年再履修中の者（病気、留学等の事情があると認められる休学による場合を除く。）
- ② 過去 6 月以内に停学処分を受けた者。

<学力基準>

・期末試験（前期については前年度学年末、後期については前期末）における学業成績が学科の上位 2/3 以内の者。

次の各区分の一に該当する者であって、かつ、学業成績が特例選考の基準に適合する者については、期末試験における学業成績が学科の上位 3/4 以内の者。

ア 母子世帯

イ 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者

ウ 障害者

エ 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟

<家計基準>

国立高等専門学校機構の定める所得算定基準額以下である者。

3 提出書類

「提出書類」を参照してください。なお、提出した書類は返却しません。

4 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

5 その他

- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれ行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は令和3年4月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。
- ・証明書類については、令和3年4月1日以降、所得証明書については令和3年度（令和2年分）のものを提出してください。

学資負担者が、納付期限前6月以内に死亡や風水害等の災害を受けた場合、もしくは失職等により著しい家計の急変があった場合には、他の授業料免除制度を申請することが可能です。対象となる方は、学生係にて資料を配布します。

Ⅱ 提出書類

1 申請希望者全員が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 【対象者：令和2年度に高等教育の修学支援新制度 未申請者、不採用者】	(A様式1)
	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書 【対象：令和2年度に高等教育の修学支援新制度 採用者】	(A様式2)
国立高等専門学校機構における授業料免除申請者	授業料免除申請書 ※「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者」については、(A様式1または2)の提出で代えることができる。	(A様式1または2) ※上記の提出書類で代替可能
	家庭状況等申告書	(様式2)

2 申請希望者のうち該当者が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	給付奨学生証のコピー	日本学生支援機構
国立高等専門学校機構における授業料免除申請者	家族状況等申告書(様式2)により該当する書類	各機関
	市区町村発行の所得証明書 ・令和3年度(令和2年分)分 ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者、15歳未満、専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行
	住民票(免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場

※高等教育の修学支援新制度による授業料免除申請の令和2年度後期在学採用申請者のうち、家計基準による不採用となった方について、家計の基準は、令和2年度後期に行った審査基準(令和2年度の課税情報)と同じ基準で審査を行います。そのため、令和2年度の課税情報の修正申告等、令和2年度の税情報の変更を行っていない限り、今回申し込んでいただいたとしても、前回と同様の理由で不採用となります。なので、前回不採用の方は、申請時に受付を行わない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<提出期限等>

提出先：学生課学生係

高等教育の修学支援新制度			
区分	学年	申請書類	提出期限
高等教育の修学支援新制度申請者	4 年以上	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1） 【対象者：令和2年度に高等教育の修学支援新制度 未申請者、不採用者】	令和3年4月23日（金）
		大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A様式2） 【対象：令和2年度に高等教育の修学支援新制度 採用者】	令和3年4月6日（火）

国立高専機構における授業料免除制度（経過措置）				
区分	学年	申請書類	提出期限	
経済的な理由による申請	5 年以上	授業料免除申請書（様式1－1） ※「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者」については、（A様式1，2）の提出で代えることができる。	後期	（希望者全員） 申請書等 令和3年4月23日（金）
		家族状況等申告書		所得証明書のみ 令和3年6月22日（火） ※令和3年6月以降に取得可能なため
		各種証明書類（所得証明書等）		

（注）

1. 申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
2. 提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
3. 提出期限後の提出については受付できません。
4. ご不明な点等ありましたら、学生課（TEL：0995-42-9015）までお問い合わせください。

Ⅲ 提出書類様式

(A様式1) 授業料免除申請書

(A様式2) 授業料免除継続申請書

(様式2) 家族状況等申告書

(様式3) 給与支給（見込）証明書

(様式4) 退職及び退職金支給証明書

(様式5) 無収入申立書

(様式6) 母子・父子世帯等申立書

(様式7) 在学及び就学状況等証明書

(様式8) 長期療養者に係る支出（見込）額等申立書

(様式9) 主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書

〈参考〉 令和3年度前期授業料免除申請提出書類フローチャート（専攻科生）

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

私は、貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、鹿児島工業高等専門学校が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が鹿児島工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏 名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学 年		昼間・夜間・通信の別	☐ 昼（昼夜開講を含む） ☐ 夜 ☐ 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)		(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない	
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
	☐ 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				
☐ 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					

申請者	国立高専機構経過措置免除における前期授業料免除制度への申請希望（原則、専攻科生のみ記載）
	（１）申請希望（あり・なし） ＜注意事項＞ ・対象者：経済的理由又は災害等による特別な理由によって授業料の納付が困難であり、学業優秀と認められる学生 ・別途、所得証明書等関係書類を提出する必要があります。 ・新制度による授業料減免額により、機構における授業料免除制度の対象とならない場合があります。
	以下、（１）でありに○をつけた方のみ回答してください。
	（２）申請区分 ☐ 経済的な理由による申請【対象：専攻科生以上】 ☐ 災害等による特別な理由による申請 ☐ 学校記入欄☐ 機構規則第109号第7条による申請☐ 特別措置第2条第三項による申請 （３）申請理由（具体的に記入すること）
※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。	
保護者	申請にあたり、以上の内容に相違ないことを申し立てます。
	保護者（主たる学資負担者）（申請者との続柄） 氏名（自署）

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- 二 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- へ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請日の日付は令和3年4月1日以降の日付を記載してください。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

私は貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、鹿児島工業高等専門学校が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が鹿児島工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏 名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学 年		昼間・夜間・通信の別	☐ 昼 (昼夜開講を含む) ☐ 夜 ☐ 通信	
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報				
	給付奨学金の奨学生番号				

申請者	国立高専機構経過措置免除における前期授業料免除制度への申請希望（原則、専攻科生のみ記載）
	（１）申請希望 （ あり ・ なし ） ＜注意事項＞ ・対象者：経済的理由又は災害等による特別な理由によって授業料の納付が困難であり、学業優秀と認められる学生 ・別途、所得証明書等関係書類を提出する必要があります。 ・新制度による授業料減免額により、機構における授業料免除制度の対象とならない場合があります。
	以下、（１）でありに○をつけた方のみ回答してください。 （２）申請区分 ☐ 経済的な理由による申請【対象：専攻科生以上】 ☐ 災害等による特別な理由による申請 ☐ 学校記入欄 ☐ 機構規則第109号第7条による申請 ☐ 特別措置第2条第三項による申請 （３）申請理由（具体的に記入すること）
※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。	
保護者	申請にあたり、以上の内容に相違ないことを申し立てます。 保護者（主たる学資負担者） （申請者との続柄 ） 氏名（自署）

- ※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付型奨学金を受給しておらず、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1)の提出(年1回)が必要です。家計急変による事由の場合は、(別紙1)に代えて(別紙2)の提出が必要です。(給付型奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1、2の提出は不要です。)
- ※ 申請日の日付は令和3年4月1日以降の日付を記載してください。

(様式2)

提出日 令和 年 月 日

※前期は4月1日現在の状況を記入してください。

家族状況等申告書

学科・専攻等名

学年 年 学籍番号等

免除等申請者氏名（自署）

I 以下の事項について「はい」又は「いいえ」のいずれかを○で囲み、「はい」の場合は、提出書類を提出してください。
なお、この申告書により申請者の家族状況等を把握したうえで免除申請事務を行いますので、正しく記入してください。

項番	家族（生計を一にする世帯）状況等	回答	提出書類	発行機関等
1	年金（老齢年金・厚生年金、遺族基礎年金、障害者年金等）受給（4月、10月からの受給予定者を含む）者がいる	はい・いいえ	年金振込通知書（ハガキ）等の写（年金受給者全員分）	日本年金機構等
2	令和2年1月以降に就職又は転職した者がいる（パート等を含む）	はい・いいえ	給与支給（見込）証明書（様式3）	勤務先
3	申請前6ヶ月以内に退職した者がいる	はい・いいえ	退職及び退職金支給証明書（様式4） 退職金支給については、退職金所得の源泉徴収票（写）でも可	勤務先
4	雇用保険基本手当（失業給付）受給者がいる	はい・いいえ	雇用保険受給資格者証の写（受給額のわかるもの）	ハローワーク
5	雇用継続給付（高齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）受給者がいる	はい・いいえ	・高齢雇用継続給付支給決定通知書の写（受給額のわかるもの） ・育児休業給付金支給決定通知書の写（受給額のわかるもの） ・介護休業給付金支給決定通知書の写（受給額のわかるもの）	勤務先又はハローワーク
6	免除申請者と生計を一にする者のうち、無収入かつ所得証明書または非課税証明書の発行ができない、または困難な事情がある者がいる（就学者、15歳未満、専業主婦等含む）	はい・いいえ	無収入申立書（様式5）	
7	児童扶養手当受給世帯 ^{*1}	はい・いいえ	児童扶養手当受給証の写（受給額のわかるもの）	市区町村役場
8	特別児童扶養手当受給世帯 ^{*2}	はい・いいえ	特別児童扶養手当証書の写（受給額のわかるもの）	市区町村役場
9	被爆者健康管理手当受給者がいる	はい・いいえ	被爆者健康管理手当証の写（受給額のわかるもの）	市区町村役場
10	傷病手当受給者がいる	はい・いいえ	傷病金手当金支給決定通知書の写（受給額のわかるもの）	全国健康保険協会等
11	生活保護法による扶助費受給世帯	はい・いいえ	保護決定（変更）通知書の写（受給額のわかるもの）	福祉事務所
12	児童手当（旧子ども手当）受給世帯 ^{*3}	はい・いいえ	児童手当認定通知書の写（受給額のわかるもの）	市町村役場 ※公務員の場合は勤務先
13	事業所得 ^{*4} により収入を得ている者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写（事業所得のある方の全員分） ※所得証明書と同じ年度のもの	税務署
14	転作奨励金等の交付を受けている者がいる	はい・いいえ	所得補償交付金等、転作奨励金の支給額がわかるもの	農協・市区町村役場
15	申請前6ヶ月以内に保険金を受け取った者がいる	はい・いいえ	保険金支払い通知書の写	保険会社等
16	申請前6ヶ月以内に資産の譲渡を受けた者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写又は売買契約書の写	税務署
17	申請前6ヶ月以内に山林所得があった者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写又は売買契約	税務署

	る		書の写	
18	申請前6ヶ月以内にその他の臨時的所得があった者がいる	はい・いいえ	受領額がわかるもの	税務署
19	親戚・知人等からの援助や養育費等を受けている世帯	はい・いいえ	援助者等の署名押印による援助額の年額を記載した申立書（様式任意）	援助者等 ※援助者等による署名押印が困難な事情がある場合は保護者
20	申請者が給付型の奨学金を受給している	はい・いいえ	奨学金決定通知書の写（申請の前年度1年間に実際に受けた額がわかるもの、申請年度の受給（見込）額がわかるもの）	給付者等
21	母子・父子世帯等	はい・いいえ	母子・父子世帯等申出書（様式6）	
22	申請者（学生本人）の他に就学者がいる	はい・いいえ	在学及び就学状況等証明書（様式7）又は、在学する学校が発行する在学証明書 ※兄弟等が小中学校児童生徒、本校学生の場合は不要	就学者のいる学校
23	障害者（申請者本人を含む）がいる、または要介護3以上の認定を受けている者がいる	はい・いいえ	・身体障害者手帳等の写 ・介護保険被保険者証の写	
24	申請時において6ヶ月以上にわたり療養中若しくは療養を要する者がいる（介護保険法により、要介護認定を受けている者がいる世帯を含む）	はい・いいえ	・長期療養者に係る支出（見込）額等申立書（様式8）	
		はい・いいえ	・医師等の証明書 ・申請前6ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）	・病院等 ・看護人 ・薬局 ・介護サービス提供者
		はい・いいえ	高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額がある場合はその金額がわかるもの	
25	主たる学資負担者（家計支持者）が別居している世帯	はい・いいえ	・主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書（様式9） ・直近3ヶ月間の家賃及び光熱水道費の金額を証明できるもの（領収書等）	
26	授業料納付期限前6ヶ月（新入生は1年）以内に学生若しくは学資負担者が風水害等の災害※ ⁵ 、盗難等の被害を受けた世帯	はい・いいえ	罹（被）災証明書又は盗難届の証明書（届出受理番号等）	消防署・市区町村役場又は警察署
		はい・いいえ	・日常生活の必需品に被害を受けた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等（生活必需品に限る）に関する領収書等 ・生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入源を予想される年間金額及びその事実がわかるもの	
27	授業料納付期限前6ヶ月以内（新入生については入学前1年以内）に学資負担者が死亡した世帯	はい・いいえ	戸籍（除籍）謄本又は死亡を証明する書類	市区町村役場等

※1 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭に支給される手当

※2 20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で看護、養育している父母等に支給される手当

※3 支給条件等は厚生労働省のホームページ等で確認してください。

※4 ①商業、工業、農・林業、漁業、その他の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交員、浴場業、理美容業、旅館業、クリーニング業等）に在る所得及び②利子、配当、家賃、間代、地代などの雑所得

※5 震災、風水害、火災その他の災害

II 家族（生計を一にする世帯）及び所得について記入してください（主たる家計支持者の続柄に○を付けてください）

続柄	氏名（年齢）	職業	給与所得※1	給与所得以外の所得※2	就学者のみ記入			
					学校種	学校名	学年	通学区分
本人	（ ）	高専学生	千円	千円	国立	高等専門学校	年	自宅 自宅外
計			千円	千円				

※1 俸給，給料，賃金，歳費，年金，恩給，賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料，傷病手当金等を含む）の合計額（税込，千円未満は切り捨て。複数ある場合は，千円未満を切り捨てた後に合計。）。

※2 商業，工業，農・林業，漁業，その他の職業（開業医，弁護士，著述業，公認会計士，税理士，外交員，浴場業，理美容業，旅館業，クリーニング業等）による所得，利子，配当，家賃，間代，地代などの雑所得，退職（一時）金，保険金，資産譲渡所得，山林所得等の臨時所得，親戚・知人等からの援助や養育費等，本人奨学金（給付型）などの合計額（千円未満は切り捨て。複数ある場合は，千円未満を切り捨てた後に合計。）。

以下 学校記入欄

特別の事情	特別控除額
①母子・父子世帯	千円
②就学者のいる世帯	千円
③障害者のいる世帯	千円
④長期療養者のいる世帯	千円
⑤主たる学資負担者（家計支持者）が別居している世帯	千円
⑥火災，風水害，盗難等の被害を受けた世帯	千円
⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	千円
⑧本人を対象とする控除	千円
計	千円

(様式3)
提出日 令和 年 月 日
※前期は4月1日現在の状況を記入してください。

給与支給（見込）証明書

事業所代表者 殿

就業者氏名（自署）
住所

次の者の授業料免除等を申請するため、下記事項について証明願います。

高専名	高等専門学校
学科・専攻	
学年	
氏名	
申請者との続柄	

記

1. 採用年月日 平成 / 令和 年 月 日
2. 採用の形態 ☐ 常勤 ☐ 非常勤（パート等）
3. 採用の翌月から1年間の給与支給（見込）額
円
4. 直近3ヶ月分の給与支給額等
※3に記入がある場合は記入不要です。
- | | | | | |
|----|---|---|-----|---|
| 令和 | 年 | 月 | 支給額 | 円 |
| 令和 | 年 | 月 | 支給額 | 円 |
| 令和 | 年 | 月 | 支給額 | 円 |
5. 賞与（ボーナス）等の有無 ☐ 有 ☐ 無

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

事業所名
事業所所在地
連絡先
代表者名 印

(様式4)
提出日 令和 年 月 日
※前期は4月1日現在の状況を記入してください。

退職及び退職金支給証明書

事業所代表者 殿

氏名（自署）
住所

次の者の授業料免除等を申請するため、下記事項について証明願います。

高専名	高等専門学校
学科・専攻	
学年	
氏名	
申請者との続柄	

記

1. 退職年月日 令和 年 月 日
2. 退職者氏名
3. 退職金の有無 ☐ 有 ☐ 無
- 退職金支給日 令和 年 月 日
- 退職金支給額 円

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

事業所名
事業所所在地
連絡先
代表者名 印

提出日 令和 年 月 日
※前期は4月1日現在の状況を記入してください。

鹿児島工業高等専門学校長 殿

免除申請者と生計を一にする者のうち、無収入である者は下記のとおりです。

記

[illegible]

(様式6)

提出日 令和 年 月 日

※前期は4月1日現在の状況を記入してください。

母子・父子世帯等申立書

鹿児島工業高等専門学校長 殿

学科・専攻等名 _____

学年 _____ 年 学籍番号等 _____

免除申請者氏名（自署） _____

保護者（申請者との続柄 _____ ）

氏名（自署） _____

住所及び電話番号 _____

〒 _____ Tel _____ （ _____ ）

世帯状況等は下記のとおりです。

記

1. 母子・父子世帯等の別 ☐ 母子世帯 ☐ 父子世帯 ☐ その他

2. 母子・父子世帯等となった事由 ☐ 生別 ☐ 死別 （左記の事由の発生日： 年 月 日）

3. 以下の手当等のうち、現在受給されているもの

☐ 親戚・知人等からの援助及び養育費等

※援助者等の署名押印（援助者による署名押印が困難な事情がある場合は保護者）による援助額の年額を記載した申立書（様式任意）を提出してください。

☐ 児童扶養手当

※児童扶養手当受給証の写しを提出してください。

☐ 遺族基礎年金

※年金振込通知書（ハガキ）等の写を提出してください。

提出日 令和 年 月 日
※前期は 4 月 1 日現在の状況を記入してください。

在学及び就学状況等証明書

証明を依頼する者（貴学に就学している者）
学部・学科・専攻等名 _____
学年 _____ 年 学籍番号 _____
氏名（自署） _____

次の者の授業料免除等を申請するため、下記事項について証明願います。

高専名	高等専門学校
学科・専攻	
学年	
氏名	
申請者との続柄	

記

1. 通学状況 ☐ 自宅 ☐ 自宅外

2. 設置区分・学校種別

設置 区 分	☐ 国立	学 校 種 別	☐ 大学・短期大学	☐ 専修学校（専門課程）
	☐ 公立		☐ 高等専門学校	☐ 専修学校（高等課程）
	☐ 私立		☐ 高等学校	☐ 中等教育学校（後期課程）
			☐ その他（	）

3. 令和 年度の授業料免除状況等（国立学校のみ記入願います）

前期	☐ 全額免除 ☐ 半額免除 ☐ 不許可 ☐ 申請無	免除額 円
後期	☐ 全額免除 ☐ 半額免除 ☐ 不許可 ☐ 申請無	免除額 円

授業料年額 _____円

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

学校名 _____

所在地 _____

連絡先 _____

担当者役職・氏名等 _____ 印

※証明する方は事務担当者で結構です。

長期療養者に係る支出（見込）額等申立書

鹿児島工業高等専門学校長 殿

学科・専攻等名 _____
学年 _____ 年 学籍番号等 _____
免除申請者氏名（自署） _____
保護者（主たる学資負担者）（申請者との続柄 _____）
氏名（自署） _____
住所及び電話番号 _____
〒 _____ TEL _____（ _____）

免除申請者と生計を一にする長期療養者に係る支出（見込）額等は下記のとおりです。

記

氏名	申請者との続柄	現住所
		〒

1 直近6ヶ月間の支出状況等

	①診療費等経常的に支出している金額（自己負担額※）	②損害賠償等によって補てんされる金額	計（①－②）
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
計			

※医療保険・介護保険等の適用があるもののうち自己負担分を記入して下さい。
※申請前6ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）を添付して下さい。

2 今後1年間の支出（見込）額 _____ 円

※「長期療養者」とは、申請時現在において6ヶ月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められる者です。療養が終わっている者は該当しません。療養の期間・内容については医師の証明書等で確認します。
※「2 今後1年間の支出見込額」には、今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額（千円未満切り捨て）を見込金額として記入してください。年間支出見込金額の計算にあたっては、直近6ヶ月間（療養期間が6ヶ月未満の場合は、全期間）の月額平均を1.2倍したものを年間支出見込金額としてください。
※長期療養者が複数いる場合は、療養者ごとに申立書を作成し、証明書を添付して提出してください。

※裏面参照

※対象費目等

①対象費目（保険適用分に限る）
医師又は歯科医師への診療・治療費
病院、診療所への入院費用
マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療費
治療又は療養のための医薬品費（治療用装具含む）
病院、診療所に通院するための交通費（必要不可欠なものに限る）
看護人に対して支払う費用（賄い費を含む）
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額
※高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額を除く。 ※老人ホームの入所費や光熱費、差額ベッド代、食費は含まない。 ※食事療養費、保険適用外の文書料は含まない。
②必要となる証明書等
・医師等の証明書 ・経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等） ・高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額がわかるもの

(様式9)

提出日 令和 年 月 日

※前期は4月1日現在の状況を記入してください。

主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書

鹿児島工業高等専門学校長 殿

学科・専攻等名 _____

学年 _____ 年 学籍番号 _____

免除申請者氏名（自署） _____

保護者（主たる学資負担者）（申請者との続柄 _____）

氏名（自署） _____

住所及び電話番号

〒 _____ Tel _____ (_____)

主たる学資負担者（家計支持者）の別居に係る今後1年間の支出（見込）額等は下記のとおりです。

記

1 別居（見込）期間等

別居（見込）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
勤務先名等	

2 直近3ヶ月間の支出状況等

	住居費	光熱費等			計
		電気	ガス	水道	
年 月分					
年 月分					
年 月分					
計					

※領収書の写等、主たる学資負担者（家計支持者）が支出した金額のわかるものを添付すること

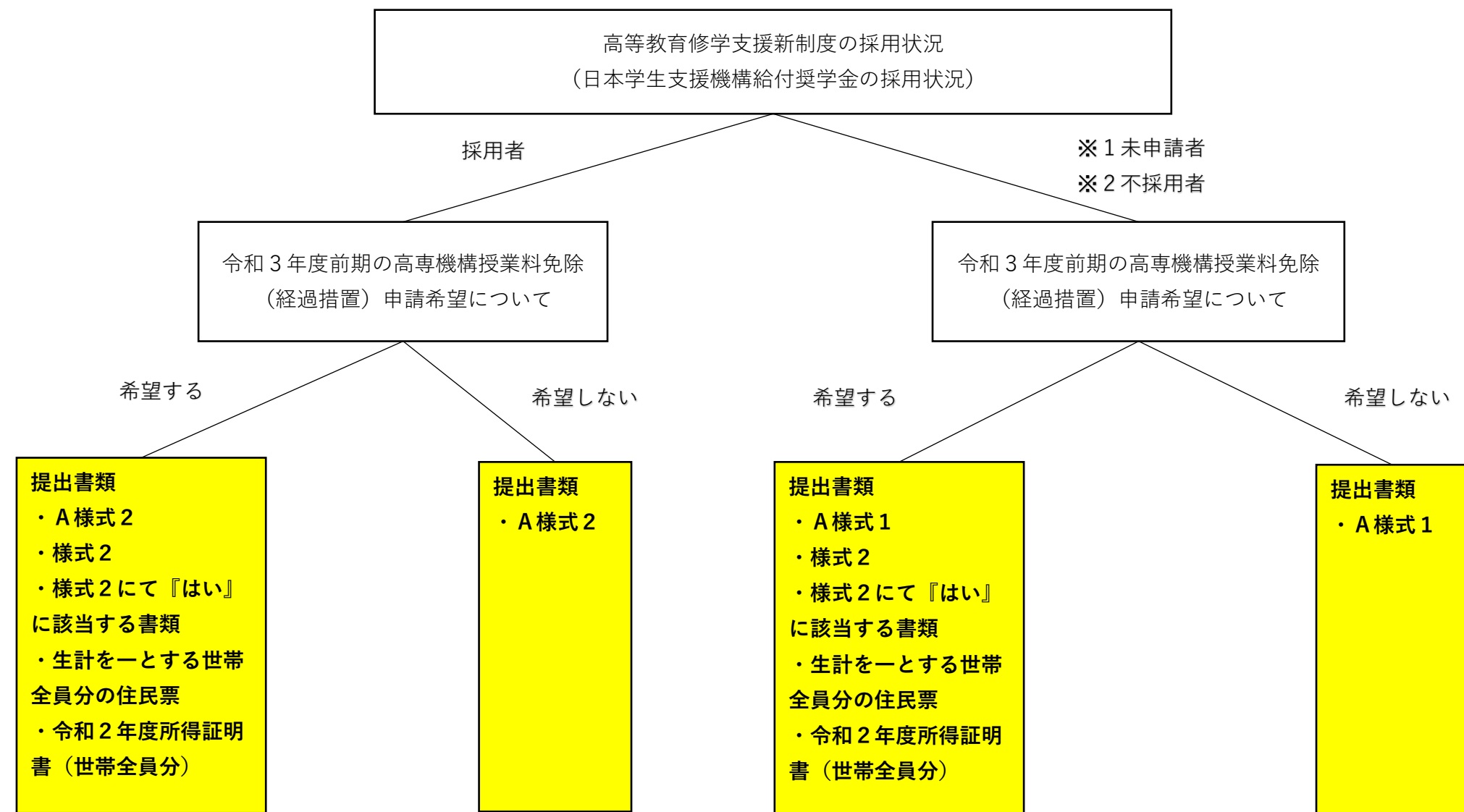
3 今後1年間の支出（見込）額 _____ 円

※「別居」とは、申請時現在において、現に別居中であることをいいます。

※今後の別居見込期間を考慮し、年間の別居期間に見合った支出金額（千円未満切り捨て）を見込金額として記入してください。年間支出見込金額の計算にあたっては、直近3ヶ月間（別居期間が3ヶ月未満の場合は、全期間）の月額平均を1.2倍したものを年間支出（見込）金額としてください。

※住居費においては、会社等が住居費を直接支払っている部分については記入しないでください。

〈参考〉令和３年度前期授業料免除申請提出書類フローチャート（専攻科生）



高専機構授業料免除（経過措置）を希望する学生への注意点

- ・住民票等の証明書類は令和３年４月１日以降のものを提出してください
- ・所得証明書は、令和３年度のを提出してください。（令和３年６月以降に取得可能）
- ・生計を一とする住民票など、取得忘れの無いようお願いします。生計を一とする世帯には、以下の３点も含まれます。

①ご兄弟の就職状況に関わらず、同一住居に居住している。 ②就学等のために生計維持者と一時別居をしている（一人暮らし、寮生）。 ③生計維持者が単身赴任等をしている。

※１ 高等教育の修学支援新制度の授業料免除に申請を希望される方で、まだ、日本学生支援機構給付奨学金に申請されていない方は、４月に日本学生支援機構給付奨学金の説明会を行います。必ず、説明会に参加し給付奨学金の申請を行ってください。申請がない場合は、不採用となり授業料免除が受けられませんのでご注意ください。

※２ 令和２年度後期在学採用申請者、令和３年度予約採用申請者のうち家計基準による不採用となった方について、家計の基準は、令和２年度後期に行った審査基準（令和２年度の課税情報）と同じ基準で審査を行います。そのため、令和２年度の課税情報の修正申告等、令和２年度の税情報の変更を行っていない限り、今回申し込んでいただいたとしても、前回と同様の理由で不採用となります。なので、前回不採用の方は、申請時に受付を行わない場合がございますので、あらかじめご了承ください。